

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例について

令和 5 年 11 月 22 日 環境資源課

1 はじめに

令和 6 年 4 月 1 日に、久喜宮代衛生組合（以下「衛生組合」）から塵芥業務の一部及びし尿業務が宮代町へ移管となります。これに伴い、宮代町において以下のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）に基づき条例を制定する必要があります。

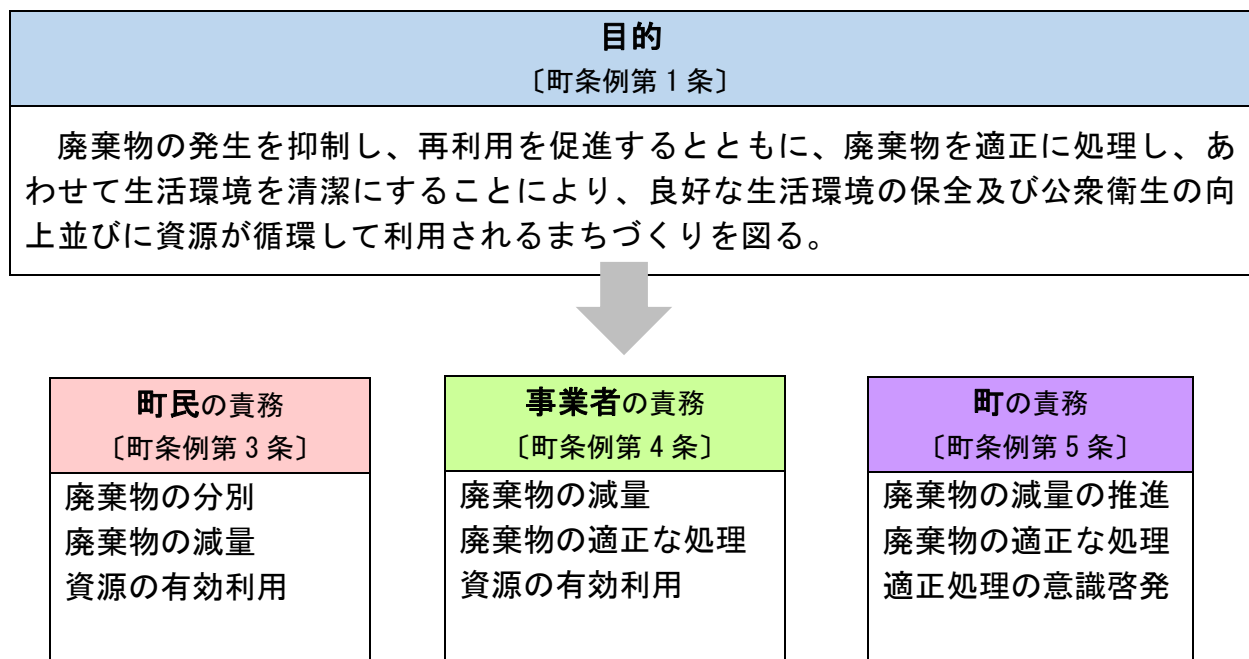
ついては、令和 5 年 12 月町議会定例会に宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「町条例」）案を提出させていただくものです。

2 町が条例を制定する必要性

廃掃法第 4 条では、地方公共団体においては、その区域内における一般廃棄物の減量の推進、適正な処理、そのための住民及び事業者への意識啓発等に努めなければならないとされています。

そのため、町において法の趣旨に基づき町条例を制定する必要があります。

3 町条例の構成（案）



■条例に基づき実施する事業等

目的の遂行のために町民、事業者、町の各々が責務を果たすことができるよう、各条文の規定に応じて以下の主な事業等を実施していくものとします。

	項目	町条例	条例に基づき実施する事業等
1	廃棄物の減量	第3条 ～第5条	<ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収事業報償金 ・家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金 ・業務用生ごみ処理機器購入費等補助金 ・電気式生ごみ処理機貸出 ・剪定枝粉碎機貸出 ・食品ロス削減啓発
2	廃棄物減量等推進審議会	第11条	<ul style="list-style-type: none"> ・審議、運営
3	廃棄物減量等推進員	第19条	<ul style="list-style-type: none"> ・集積所管理
4	一般廃棄物処理計画	第20条	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定 ・実施計画策定
5	家庭系廃棄物の処理	第21条	<ul style="list-style-type: none"> ・集積所看板配布 ・収集業務 ・ふれあい収集
6	事業系一般廃棄物の処理	第23条	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ適正処理ハンドブック
7	資源物の収集等	第24条	<ul style="list-style-type: none"> ・資源持ち去りパトロール
8	家庭系廃棄物の分別等	第25条 第26条	<ul style="list-style-type: none"> ・収集カレンダー ・ごみ分別アプリ ・指定ごみ袋 ・集積所環境整備補助金
9	多量排出事業者	第29条	<ul style="list-style-type: none"> ・減量等計画策定 ・指導
10	一般廃棄物処理手数料	第32条	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料収納
11	一般廃棄物収集運搬業 浄化槽清掃業	第34条 ～第41条	<ul style="list-style-type: none"> ・許可手続き

4 令和9年度以降の条例内容（予定）

令和8年度末をもって衛生組合が解散することに伴い、令和6年度から令和8年度末まで衛生組合が実施する以下の業務は、令和9年度以降、町が引継ぎ実施することになります。

そのため、今回制定予定の町条例（令和6年4月1日施行）に引継ぐ業務を実施するためにあたって必要な内容を加える改正を、令和8年度中に行う予定です。

業務	条例設定内容
ごみ処理・処分 粗大ごみ収集・処理・処分	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料（直接搬入するごみや粗大ごみ）等